

周易正義訓讀 — 臨卦・觀卦 —

野間 文史

凡例

- 一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰周易正義の訓読訳である。
- 二 底本は、嘉慶二十年(一八一五) 江西南昌府学開雕の「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。その根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。
 - ◎單疏本『周易正義』(宋刊遞修 北京図書館蔵 北京人文科学研究 所影傅氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称。)
 - ◎八行本『周易注疏』(宋孝宗頃兩浙東路茶塩司刊 足利学校蔵 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。)
 - ◎廣島大學所藏舊鈔本『周易正義』(「廣大本」と略称。)
- 三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學藏舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」(『廣島大學文學部紀要』第53卷特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収)を参照されたい。
- 四 本稿の本文は校定した経・伝・注(王弼注(一)内)・疏文とその校勘記、訓読文の順である。

兌下
坤上

臨、元亨、利貞。至于八月有凶。

「疏」「臨元亨」至「有凶」。

○正義曰、案序卦云「臨、大也」。以陽之浸長、其德壯大、可以監臨於下、故曰「臨」也。剛既浸長、說而且順、又以剛居中、有應於外、大得亨通而利正也、故曰「元亨利貞」也。「至于八月有凶」者、以物盛必衰、陰長陽退、臨爲建丑之月、從建丑至於七月建申之時、三陰既盛、三陽方退、小人道長、君子道消、故八月有凶也。以盛不可終保、聖人作易以戒之也。

臨は、元いに亨り、貞しきに利あり。八月に至りて凶有り。

「疏」「臨元亨」より「有凶」に至るまで。

○正義に曰はく、案するに(序卦)に「臨は大なり」と云ふ。陽の浸く長じ、其の徳は壯大、以て下を監臨すべきを以て、故に「臨」と曰ふなり。剛既に浸く長じ、説びて且つ順ひ、又た剛を以て中に居り、外に應ずる有りて、大いに亨通して正しきに利あるを得、故に「元いに亨り、貞しきに利あり」と曰ふなり。

「八月に至りて凶有り」とは、物盛んなれば必ず衰へ、陰長ずれば陽は退き、(臨)は建丑の月爲れば、建丑より七月建申の時に至り、三陰は既に盛んに、三陽は方に退き、小人の道長じ、君子の道消ゆるを以て、故に「八月」に「凶有る」なり。盛んなること終には保つべからざるを以て、聖人《易》を作りて以て之れを戒むるなり。

彖曰、臨、剛浸而長、說而順。剛中而應、大亨以正、天之道也。

〔陽轉進長、陰道日消、君子日長、小人日憂、「大亨以正」之義。〕

〔疏〕「彖曰」至「天之道也」。

○正義曰、「臨剛浸而長、說而順」者、此釋臨義也。凡諸卦之例、說而順之、下應以「臨」字結之。此无「臨」字者、以其剛中而應、亦是「臨」義、故不得於剛中之上而加「臨」也。「剛中而應、大亨以正、天之道」者、天道以剛居中、而下與地相應、使物大得亨通而利正、故乾卦「元、亨、利、貞」。今此臨卦、其義亦然、故云「天之道也」。

〔陽轉進長〕 阮校 岳本・閩・監・毛本同。古本・足利本「進」作「浸」。

○足利八行本は「進」字に作るの、今は改めない。

〔此釋臨義也〕 阮刻本は「臨」字を「卦」字に誤刻する。

象に曰はく、臨は剛浸やうやくにして長じ、説びて順ふ。剛中にして應じ、大いに亨りて以て正しきは、天の道なり。

〔陽轉進みて長じ、陰道日に消え、君子日に長じ、小人日に憂ふるは、「大いに亨りて以て正し」の義なり。〕

〔疏〕「彖曰」より「天之道也」に至るまで。

○正義に曰はく、「臨は剛浸やうやくにして長じ、説びて順ふ」とは、此れ(臨)の義を釋するなり。凡そ諸卦の例、説びて之れに順ふは、下應するに「臨」字を以て之れを結ぶ。此に「臨」字无きは、其の剛中にして應するも、亦た是れ「臨」義なるを以て、故に「剛中」の上に於いて「臨」を加ふるを得ざればなり。

〔剛中にして應じ、大いに亨りて以て正しきは、天の道なり〕とは、天道剛を以て中に居り、而して下地と相應じ、物をして大いに亨通して正しきに利あるを得しむ、故に(乾)卦は「元いに亨りて貞しきに利あり」。今此の(臨)卦、其の義も亦た然り、故に「天の道」と云ふなり。

至于八月有凶、消不久也。

〔八月陽衰而陰長、小人道長、君子道消也、故曰「有凶」。〕

〔疏〕「至於八月」至「久也」。

○正義曰、證「有凶」之義。以其陽道既消、不可常久、故「有凶」也。但復卦一陽始復、剛性尚微、又不得其中、故未有「元亨利貞」。泰卦三陽之時、三陽在下、而成乾體、乾下坤上、象天降下、地升上、上下通泰、物通則失正、故不具四德。唯此卦二陽浸長、陽浸壯大、特得稱臨、所以四德具也。然陽長之卦、每卦皆應「八月有凶」。但此卦名臨、是盛大之義、故於此卦特戒之耳。若以類言之、則陽長之卦、至其終末皆有凶也。

○注「八月」至「有凶」。

○正義曰、云「八月」者、何氏云、「從建子陽生、至建未爲八月」。

褚氏云、「自建寅至建酉爲八月。」今案、此注云「小人道長、君子道消」、宜據否卦之時、故以臨卦建丑、而至否卦建申爲八月也。

「至於八月不久也」**阮校**「補案「不」當作「至」。正義標起止例如此。

「八月に至りて凶有る」は、消ゆること久しからざるなり。

「八月に陽衰へて陰長じ、小人の道長じ、君子の道消ゆるなり。故に「凶有り」と曰ふ。」

「疏」「至於八月」より「久也」に至るまで。

○正義に曰はく、「凶有り」の義を證す。其の陽道既に消え、常には久しくすべからざるを以て、故に「凶有る」なり。但だ〈復〉卦は一陽始めて復し、剛性は尚ほ微にして、又た其の中を得ず、故に未だ「元亨利貞」有らず。〈泰〉卦の三陽の時、三陽下に在りて、〈乾〉體を成し、〈乾〉下〈坤〉上は、天の降下し、地の升上し、上下通泰し、物通ずれば則ち正を失ふに象る、故に四徳を具へず。唯だ此の卦は二陽浸く長じ、陽浸く壯大にして、特に〈臨〉と稱するを得る、所以に四徳具はるなり。然らば陽長の卦は、每卦に皆な應に「八月に凶有る」べし。但だ此の卦に〈臨〉と名づくるは、是れ盛大の義なり、故に此の卦に於いて特に之れを戒むるのみ。若し類を以て之れを言はば、則ち陽長の卦は、其の終末に至りて皆な凶有るなり。

○注の「八月」より「有凶」に至るまで。

○正義に曰はく、「八月」と云ふは、何氏云ふ、「建子より陽生じ、建未に至りて八月と爲る」と。褚氏云ふ、「建寅より建酉に至りて八月と爲る」と。今案するに、此の注に「小人の道長じ、君子の道

消ゆ」と云ふは、宜しく〈否〉卦の時に據るべし、故に〈臨〉卦の建丑を以てして、〈否〉卦の建申に至りて「八月」と爲るなり。

象曰、澤上有地、臨。君子以教思无窮、容保民无疆。

「相臨之道、莫若說順也。不恃威制、得物之誠、故物无違也。是以「君子教思无窮、容保民无疆」也。」

「疏」「象曰」至「无疆」。

○正義曰、「澤上有地」者、欲見地臨於澤、在上臨下之義、故云「澤上有地」也。「君子以教思无窮」者、君子於此臨卦之時、其下莫不喜說和順、在上但須教化、思念无窮已也。欲使教恒不絶也。「容保民无疆」者、容謂容受也。保安其民、无有疆境、象地之闊遠、故云「无疆」也。

象に曰はく、澤上に地有るは、臨なり。君子以て教思すること窮り無く、民を容れ保んずること疆無し。

「相臨むの道は、説び順ふに若くは莫きなり。威制を恃まず、物の誠を得、故に物違ふ无きなり。是を以て「君子以て教思すること窮り無く、民を容れ保んずること疆无き」なり。」

「疏」「象曰」より「无疆」に至るまで。

○正義に曰はく、「澤上に地有り」とは、地澤に臨み、上に在りて下を臨むの義を見さんと欲す、故に「澤上に地有り」と云ふなり。

「君子以て教思すること窮り無し」とは、君子は此の〈臨〉卦の時に於いて、其の下喜說和順せざる莫く、上に在りて但だ須らく教

化し思念すること窮り无かるべきのみ。教をして恒に絶たざらしめんと欲するなり。

「民を容れ保んずること疆無し」とは、「容」とは容受を謂ふなり。其の民を保ち安んずること、疆境有る无きは、地の闊遠に象る、故に「疆無し」と云ふなり。

初九、咸臨。貞吉。

〔咸〕感也。感應也。有應於四、感以臨者也。四履正位、而已應焉、志行正者也。以剛感順、志行其正、以斯臨物、正而獲吉也。〕

〔疏〕正義曰、咸、感也。有應於四、感之而臨、志行得正、故「貞吉」也。

初九は、咸じて臨む。貞しくして吉なり。

〔咸〕は感なり。感應なり。四に應ずる有りて、感じて以て臨む者なり。四は正位を履みて、己れ焉に應じ、志正を行ふ者なり。剛を以て順に感じ、志其の正を行ひ、斯を以て物に臨み、正しくして吉を獲るなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「咸」は感なり。四に應ずる有りて、之れに感じて臨み、志正を行ふを得る、故に「貞しくして吉」なり。

象曰、「咸臨貞吉」、志行正也。

〔疏〕正義曰、「咸臨貞吉、志行正」者、釋「咸臨貞吉」之義。四既履

得正位、己往與之相應、是己之志意行而歸正也。

象に曰はく、「咸じて臨む。貞しくして吉なる」は、志正を行へばなり。

〔疏〕正義に曰はく、「咸じて臨む。貞しくして吉なるは、志正を行ふ」とは、「咸じて臨む。貞しくして吉」の義を釋す。四既に履むこと正位を得、己れ往きて之れと相應ずるは、是れ己れの志意行はれて正に歸するなり。

九二、咸臨、吉、无不利。

〔有應在五、感以臨者也。剛勝則柔危、而五體柔、非能同斯志者也。若順於五、則剛德不長、何由得「吉无不利」乎。全與相違、則失於感應。其得「咸臨、吉无不利」、必未順命也。〕

〔疏〕正義曰、「咸臨吉」者、咸、感也。有應於五、是感以臨而得其吉也。「无不利」者、二雖與五相應、一體是剛、五體是柔、兩雖相感、其志不同。若純用剛往、則五所不從、若純用柔往、又損己剛性。必須商量事宜、有從有否、乃得「无不利」也。

〔其得感臨吉〕 〔院校〕〔補〕案「感」當作「咸」。此注正述經文也。無改字之例。◎足利八行本はまさしく「咸」字に作る。

九二は、咸じて臨む。吉にして、利あらざる無し。

〔應五に在ること有りて、感じて以て臨む者なり。剛勝たば則ち柔は危ふくして、而も五は柔を體し、能く斯の志に同じくする

者に非ざるなり。若し五に順はば、則ち剛徳は長せず、何に由りて「吉にして利あらざる无き」を得んや。全て與に相違はば、則ち感應を失ふ。其の「咸じて臨む。吉にして、利あらざる无き」を得るは、必ず未だ命に順はざればなり。」

「疏」正義に曰はく、「咸じて臨む。吉」とは、「咸」は感なり。五に應ずる有るは、是れ感じて以て臨みて其の吉を得るなり。「利あらざる无し」とは、二五と相應すと雖も、二一の體は是れ剛、五の體は是れ柔なれば、兩つ相感すと雖も、其の志は同じからず。若し純ら剛を用ひて往かば、則ち五の從はざる所、若し純ら柔を用ひて往かば、又た己が剛性を損ふ。必須ず事宜を商量し、従ふこと有り否ざること有るべくして、乃て「利あらざる无き」を得るなり。

象曰、「咸臨、吉、无不利」、未順命也。

「疏」正義曰、「未順命」者、釋「无不利」之義。未可盡順五命、須斟酌事宜、有從有否。故得「无不利」也。則君臣上下獻可替否之義也。

象に曰はく、「咸じて臨む。吉にして、利あらざる无き」は、未だ命に順はざるなり。

「疏」正義に曰はく、「未だ命に順はず」とは、「利あらざる无き」の義を釋す。未だ盡くは五の命に順ふべからず、須らく事宜を斟酌して、従ふこと有り否ざること有るべし。故に「利あらざる无き」を得るは、則ち君臣上下の獻可替否の義なり。

六三、甘臨。无攸利。既憂之、无咎。

〔甘者、佞邪說媚不正之名也。履非其位、居剛長之世、而以邪說臨物、宜其「无攸利」也。若能盡憂其危、改脩其道、剛不害正、故「咎不长」。〕

「疏」正義曰、「甘臨」者、謂甘美諂佞也。履非其位、居剛長之世、而以邪說臨物、故「无攸利」也。「既憂之无咎」者、既、盡也。若能盡憂其危、則剛不害正、故「无咎」也。

「居剛長之世」 阮校 岳本・閩・監・毛本同。宋本・古本「世」作「前」。◎足利八行本は「前」字に作るが、「世」字が疏文と合う。

六三は、甘んじて臨む。利する攸無し。既く之れを憂ふれば、咎無し。

〔「甘」とは佞邪・說媚、不正の名なり。履むこと其の位に非ず、剛の長ずるの世に居りて、邪說を以て物に臨むは、宜なり其の「利する攸無し」こと。若し能く盡く其の危きを憂ひ、其の道を改め脩め、剛正を害はずんば、故に咎は長せず。〕

「疏」正義に曰はく、「甘んじて臨む」とは、甘美諂佞を謂ふなり。履むこと其の位に非ず、剛の長ずるの世に居りて、邪說を以て物に臨む、故に「利する攸無し」なり。「既く之れを憂ふれば、咎無し」とは、「既」は盡なり。若し能く盡く其の危きを憂ふれば、則ち剛正を害はず、故に「咎无き」なり。

象曰、「甘臨」、位不當也。「既憂之」、咎不長也。

〔疏〕正義曰、「既憂之、咎不長」者、能盡憂其事、改過自脩、其咎則止、不復長久、故「无咎」也。

象に曰はく、「甘んじて臨む」は、位當たらざればなり。「既く之れを憂ふれ」ば、咎は長からざるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「既く之れを憂ふれば、咎は長からず」とは、能く盡く其の危きを憂ひ、過を改めて自ら脩むれば、其の咎は則ち止み、復や長久ならず、故に「咎无き」なり。

六四、至臨。无咎。

〔處順應陽、不忌剛長、而乃應之、履得其位、盡其至者也。剛勝則柔危、柔不失正、則得「无咎」也。〕

〔疏〕正義曰、履順應陽、不畏剛長、而已應之、履得其位、能盡其至極之善而爲臨、故云「至臨」。以柔不失正、故「无咎」也。

〔乃得无咎也〕 〔阮校〕閩・監・毛本同。岳本・宋本・足利本「乃」作「則」。

一本無「乃」字。◎足利八行本は「則」字に作る。これに従う。

六四は、至りて臨む。咎無し。

〔順に處り陽に應じ、剛の長ずるを忌まず、而して乃て之れに應じ、履むこと其の位を得、盡く其の至る者なり。剛勝つときは則ち柔は危ふく、柔正を失はざれば、則ち「咎无き」を得るなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、順に處り陽に應じ、剛の長ずるを畏れずして、己れ之れに應じ、履むこと其の位を得、能く其の至極の善を盡くして臨むを爲す、故に「至りて臨む」と云ふ。柔正を失はざるを以て、故に「咎无き」なり。

象曰、「至臨、无咎」、位當也。

〔疏〕正義曰、釋「无咎」之義。以六四以陰所居得正、柔不爲邪、位當其處、故无咎也。

象に曰はく、「至りて臨む。咎無し」とは、位當たるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「无咎」の義を釋す。六四は陰の居る所を以て正を得、柔は邪を爲さず、位其の處に當たるを以て、故に「咎无き」なり。

六五、知臨。大君之宜。吉。

〔處於尊位、履得其中、能納剛以禮、用建其正、不忌剛長而能任之、委物以能而不犯焉、則聰明者竭其視聽、知力者盡其謀能、不爲而成、不行而至矣。「大君之宜」、如此而已。故曰「知臨大君之宜吉」也。〕

〔疏〕正義曰、「處於尊位、履得其中、能納剛以禮、用建其正、不忌剛長而能任之」、故「聰明者竭其視聽、知力者盡其謀能」、是知爲臨之道、大君之所宜以吉也。

六五、知ありて臨む。大君の宜なり。吉。

〔尊位に處り、履むこと其の中を得、能く剛を納るるに禮を以てし、用て其の正を建て、剛長を忌まずして能く之れに任じ、物を委ぬるに能を以てして焉を犯さずんば、則ち聰明なる者は其の視聽を竭くし、知力ある者は其の謀能を盡くし、爲さずして成り、行かざして至る。〕大君の宜は、此の如きのみ。故に「知ありて臨む。大君の宜なり。吉」と曰ふなり。

〔疏〕正義に曰はく、「尊位に處り、履むこと其の中を得、能く剛を納るるに禮を以てし、用て其の正を建て、剛長を忌まずして能く之れに任ず」、故に「聰明なる者は其の視聽を竭くし、知力ある者は其の謀能を盡くす」は、是れ（臨）を爲すの道、大君の宜しとする所、以て吉なるを知るなり。

象曰、「大君之宜」、行中之謂也。

〔疏〕正義曰、釋「大君之宜」。所以得宜者、止由六五處中、行此中和之行、致得「大君之宜」、故言「行中之謂也」。

象に曰はく、「大君の宜」とは、中を行ふを之れ謂ふなり。

〔疏〕正義に曰はく、「大君の宜」を釋す。宜を得る所以は、止だ六五中に處り、此の中和の行を行ひ、「大君の宜」を得るを致すことによる、故に「中を行ふを之れ謂ふ」と言ふなり。

上六、敦臨。吉、无咎。

〔處坤之極、以敦而臨者也。志在助賢、以敦爲德、雖在剛長、剛不害厚、故「无咎」也。〕

〔疏〕正義曰、敦、厚也。上六處坤之上、敦厚而爲臨、志在助賢、以敦爲德、故云「敦臨、吉」。雖在剛長、而志行敦厚、剛所以不害、故「无咎」也。

〔剛所以不害〕
〔阮校〕盧文弨云「以」字衍。

上六、敦く臨む。吉にして咎無し。

〔坤〕の極に處り、敦を以てして臨む者なり。志は賢を助くるに在り、敦を以て徳と爲し、剛長に在りと雖も、剛は厚きを害はず、故に「咎无き」なり。

〔疏〕正義に曰はく、「敦」は厚なり。上六は（坤）の上に處り、敦厚にして臨を爲し、志は賢を助くるに在りて、敦を以て徳と爲す、故に「敦く臨む。吉」と云ふ。剛長に在りと雖も、而も志は敦厚を行ひ、剛の害はざる所以なり、故に「咎无き」なり。

象曰、「敦臨」之吉、志在内也。

〔疏〕正義曰、釋「敦臨吉」之義。雖在上卦之極、志意恒在於内之二陽、意在助賢、故得吉也。

象に曰はく、「敦く臨む」の吉は、志内に在るなり。

「疏」正義に曰はく、「敦く臨むの吉」の義を釋す。上卦の極に在りとも、志意は恒に内の二陽に在り、意は賢を助くるに在り、故に「吉」を得るなり。

坤下
巽上

觀、盥而不薦、有孚顒若。

〔王道之可觀者、莫盛乎宗廟、宗廟之可觀者、莫盛於盥也。至薦簡略、不足復觀、故觀盥而不觀薦也。孔子曰、「禘自既灌而往者、吾不欲觀之矣。」盡夫觀盛、則「下觀而化」矣。故觀至盥則「有孚顒若」也。〕

〔疏〕「觀盥而」至「顒若」。

○正義曰、「觀」者、王者道德之美而可觀也、故謂之觀。「觀盥而不薦」者、可觀之事、莫過宗廟之祭盥、其禮盛也。「薦」者、謂既灌之後、陳薦籩豆之事、故云「觀盥而不薦」也。「有孚顒若」者、孚、信也。但下觀此盛禮、莫不皆化、悉有孚信而顒然、故云「有孚顒若」。

○注「王道之可觀」至「有孚顒若也」。

○正義曰、「盡夫觀盛則下觀而化」者、「觀盛」謂觀盥禮盛則休而止、是觀其大、不觀其細、此是下之效上、因「觀」而皆化之矣。故「觀至盥則有孚」。「顒若」者、「顒」是嚴正之貌、「若」爲語辭。言「下觀而化」、皆孚信容貌儼然也。

觀は、盥して薦せず。孚有りて顒若たり。

〔王道の觀るべき者は、宗廟より盛んなるは莫く、宗廟の觀るべき者は、盥より盛んなるは莫きなり。薦に至りては簡略なれば、復や觀るに足らず、故に盥を觀て薦を觀ざるなり。孔子曰はく、「禘は既に灌してより往は、吾れ之れを觀るを欲せず」と。夫の盛んなるを觀るを盡くせば、則ち「下は觀て化する」なり。故に觀は盥に至れば、則ち「孚有りて顒若たる」なり。〕

〔疏〕「觀盥而」より「顒若」に至るまで。

○正義に曰はく、「觀」とは、王者の道德の美にして觀るべきものなり、故に之れを「觀」と謂ふ。「觀は盥して薦せず」とは、觀るべきの事、宗廟の盥を祭るに過ぎたるは莫く、其の禮は盛んなり。「薦」は、既に灌するの後、籩豆を陳薦する事を謂ふ、故に「觀は盥して薦せず」と云ふなり。

「孚有りて顒若たり」とは、「孚」は信なり。但だ下此の盛禮を觀れば、皆な化せざるは莫く、悉く孚信有りて顒然たり、故に「孚有りて顒若たり」と云ふ。

○注の「王道之可觀」より「有孚顒若也」に至るまで。

○正義に曰はく、「夫の盛んなるを觀を盡くせば、則ち下は觀て化す」とは、「觀盛」は盥禮の盛んなるを觀れば、則ち休みて止むを謂ひ、是れ其の大を觀れば、其の細を觀ず。此は是れ下の上に效ふは、「觀」て皆な之れに化するに因る。故に「觀盥に至れば、則ち孚有り」。「顒若」とは、「顒」は是れ嚴正の貌、「若」は語辭爲り。「下觀て化す」と言ふは、皆な孚信ありて、容貌儼然たるなり。

象曰、大觀在上、

〔下賤而上貴也。〕

〔疏〕正義曰、謂大爲在下、所觀唯在於上、由在上既貴、故在下大觀。今大觀在於上。

象に曰はく、大いに觀らるること上に在り、

〔下は賤しくして上は貴きなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、大いに在下の觀る所と爲るを謂ふ。唯だ上に在るは、在上の既に貴きに由るのみ、故に在下大いに觀るなり。今「大いに觀らるること上に在り」。

順而巽、中正以觀天下、觀。「盥而不薦、有孚顒若」、下觀而化也。

觀天之神道、而四時不忒。聖人以神道設教、而天下服矣。

〔統説觀之爲道、不以刑制使物、而以觀感化物者也。神則无形者也。不見天之使四時、「而四時不忒」、不見聖人使百姓、而百姓自服也。〕

〔疏〕「順而巽」至「天下服矣」。

○正義曰、又順而和巽、居中得正、以觀於天下、謂之「觀」也。此釋觀卦之名。「觀盥而不薦、有孚顒若、下觀而化」者、釋「有孚顒若」之義。本由在下、觀效在上而變化、故「有孚顒若」也。「觀天之神道、而四時不忒」者、此盛明觀卦之美。言觀盥與天之神道相合、觀此天之神道、而四時不有忒變。「神道」者、微妙无方、理不可知、目不可見、不知所以然而然、謂之「神道」、而四時之節氣見矣。豈見天之所

爲、不知從何而來。唯見四時流行、不有差忒、故云「觀天之神道而四時不忒」也。「聖人以神道設教、而天下服矣」者、此明聖人用此天之神道、以「觀」設教而天下服矣。天既不言而行、不爲而成。聖人法則天之神道、唯身自行善、垂化於人、不假言語教戒、不須威刑恐逼、在下自然觀化服從、故云「天下服矣」。

〔正義曰順而和巽〕 〔阮校〕閩・監・毛本同。錢本宋本「順」上有「又」

字。案此疏本與上疏相連、割裂分屬、故刪「又」字。◎單疏本・廣

大本・足利八行本には「又」字が有る。これが正しい。

〔此盛名觀卦之美〕 〔阮校〕閩・監・毛本同。錢本・宋本「名」作「明」。◎

單疏本・廣大本・足利八行本には「明」字に作る。これが正しい。

〔而四時不有忒變〕 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に從い、阮刻本「差

忒」を「忒變」に改める。

〔唯見四時流行〕 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に從い、阮刻本「邪蓋」

を「唯見」に改める。

〔唯身自行善〕 ◎阮刻本は「唯」字を「本」字に誤刻する。

順にして巽、中正以て天下に觀すは觀なり。「盥して薦せず。有りて顒若たり」とは、下觀て化するなり。天の神道を觀て、而も四時忒はず。聖人神道を以て教を設け、而して天下服す。

〔觀〕の道爲る、刑制を以て物を使はずして、觀を以て物を感化する者を統説するなり。「神」は則ち形无き者なり。天の四時を使ふを見ず、「而して四時忒はず」、聖人の百姓を使ふ見ず、而して百姓自ら服するなり。〕

〔疏〕「順而巽」より「天下服矣」に至るまで。

○正義に曰はく、又た順にして和巽、中に居りて正を得、以て天下に觀す、之れを「觀」と謂ふなり。此れ〈觀〉卦の名を釋す。

「盥して薦せず。孚有りて顒若たりとは、下觀て化するなり」とは、「孚有りて顒若」の義を釋す。本と在下、在上を觀效ひて變化するに由る、故に「孚有りて顒若たる」なり。

「天の神道を觀て、而も四時忒はず」とは、此れ盛んに〈觀〉卦の美を明らかにす。言ふところは盥を觀ること天の神道と相合し、此の天の神道を觀て、而も四時に差忒有らず、と。「神道」は、微妙にして方無く、理は知るべからず、目は見るべからず、然る所以を知らずして然る、之れを「神道」と謂ひ、而も四時の節氣見はる。豈に天の爲す所を見て、何に従りて來たるを知らざらんや。唯だ四時の流行して、差忒有らざるを見るのみ、故に「天の神道を觀て、而も四時忒はず」と云ふなり。

「聖人 神道を以て教を設け、而して天下服す」とは、此れ聖人此の天の神道を用ひて、「觀」を以て教を設けて天下服するを明らかにす。天は既に言はずして行はれ、爲さずして成る。聖人は天の神道を法則とし、唯だ身自ら善を行ひ、化を人に垂れ、言語・教戒を假らず、威刑・恐逼を須ひず、在下は自然に觀化して服従するのみ、故に「天下服す」と云ふ。

象曰、風行地上、觀。先王以省方觀民設教。

「疏」正義曰、「風行地上」者、風主號令行於地上、猶如先王設教在於民上、故云「風行地上觀」也。「先王以省方觀民設教」者、以省視萬

方、觀看民之風俗、以設於教、非諸侯以下之所爲、故云「先王」也。

象に曰はく、風地上に行くは、觀なり。先王以て方を省、民を觀て教を設く。

「疏」正義に曰はく、「風地上に行く」とは、風の號令を主りて地上に行はるること、猶ほ先王の教を設けて民上に在るが如し、故に「風地上に行くは、觀」と云ふなり。

「先王以て方を省、民を觀て教を設く」とは、萬方を省視し、民の風俗を觀看し、以て教を設くること、諸侯以下の爲す所に非ざるを以て、故に「先王」と云ふなり。

初六、童觀。小人无咎、君子吝。

〔處於觀時、而最遠朝美、體於陰柔、不能自進、无所鑒見、故曰「童觀」。趣順而已、无所能爲、小人之道也、故曰「小人无咎」。君子處大觀之時而爲「童觀」、不亦鄙乎。〕

「疏」正義曰、「童觀」者、處於觀時、而最遠朝廷之美、體是柔弱、不能自進、无所鑒見、唯如童稚之子而觀望也。「小人无咎、君子吝」者、爲此觀看、趣在順從而已、无所能爲、於小人行之、纔得无咎、若君子行之、則鄙吝也。

〔處於觀盥而最遠德美〕 阮校 岳本・閩・監・毛本「盥」作「時」、「德」

作「朝」是也。釋文出「處於觀時最遠朝美」、又集解載此節注作「失位處下、最遠朝美、无所鑒見、故曰童觀。處大觀之時、而童觀趣順而已。小人爲之无可咎責、君子爲之鄙吝之道」、與此文句多不同。◎足

利八行本も「時」字「朝」字に作る。これが正しい。

「巽順而已」**阮校** 岳本・閻・監・毛本「巽」作「趣」。釋文出「趣」字。

疏云「趣在順從而已」、作「巽」非。◎足利八行本も「趣」字に作る。

これが正しい。

「體是柔弱」◎阮刻本は「體」字を「觀」字に誤刻する。

「唯如童稚之子而觀望也」◎阮刻本は「望也」を「之爲」字に誤刻する。

初六は、童觀す。小人は咎無く、君子は吝あり。

〔觀〕の時に處りて、最も朝の美に遠く、陰柔を體して、自らは進む能はず、鑒見する所無し、故に「童觀」と曰ふ。趣おもむき順

ふのみにて、能く爲す所无きは、小人の道なり、故に「小人は咎無し」と曰ふ。君子「大觀」の時に處りて「童觀」を爲すは、

亦た鄙ならずや。」

〔疏〕正義に曰はく、「童觀」は、觀の時に處りて、最も朝廷の美に遠く、體は是れ柔弱にして、自らは進む能はず、鑒見する所無く、唯だ童稚の子の如くにして觀望するのみ。

「小人は咎無く、君子は吝あり」とは、此の觀看を爲すは、趣きて順從に在るのみにして、能く爲す所無く、小人に於いて之れを行はば、纒むつかに咎无きを得、若し君子之れを行はば、則ち鄙吝なり。

象曰、「初六童觀」、小人道也。

象に曰はく、「初六は、童觀す」とは、小人の道なり。

六二、闕觀。利女貞。

〔處在於内、寡所鑒見。體於柔弱、從順而已。猶有應焉、不爲全蒙、所見者狹、故曰「闕觀」。柔順寡見、故曰「利女貞」、婦人之道也。處「大觀」之時、居内得位、不能大觀廣鑒、闕觀而已、

誠「可醜」也。〕

〔疏〕「象曰」至「利女貞」。

○正義曰、「闕觀利女貞」者、既是陰爻、又處在卦内、性又柔弱、唯闕竊而觀。如此之事、唯利女之所貞、非丈夫所爲之事也。

○注「處在於内」至「誠可醜也」。

○正義曰、「猶有應焉、不爲全蒙」者、六二雖柔弱在內、猶有九五剛陽與之爲應、則微有開發、不爲全是童蒙如初六也、故能闕而外觀。

此童「觀」、闕「觀」、皆讀爲去聲也。

〔寡所鑒見〕◎阮刻本は「寡」字を「無」字に誤刻する。

〔體於柔弱〕◎阮刻本は「於」字を「性」字に作る。

〔居内得位〕◎阮刻本は「内」字を「觀」字に誤刻する。

〔六二以柔弱〕**阮校**「補」毛本「以」作「雖」。◎單疏本・廣大本・足利八行本・毛本に従い、「雖」字に改める。

〔則爲有闕竊不爲全蒙〕**阮校**「補」毛本上「爲」字作「微」、〔竊〕作「發」、

〔蒙〕作「是」。◎單疏本・廣大本・足利八行本・毛本に従い、「則微有

開發不爲全是」に改める。

六二は、闕觀す。女の貞しきに利あり。

〔處ること内に在りて、鑒見する所寡し。柔弱を體して、從順するのみ。猶ほ焉に應ずる有りて、全蒙を爲さざるも、見る所の者は狭し、故に「闕觀」と曰ふ。内に居り位を得、柔順にして見ること寡し、故に「女の貞しきに利あり」と曰ふは、婦人の道なり。「大觀」の時に處り、中に居りて位を得、大觀廣鑒する能はず、闕觀するのみなるは、誠に「醜づべき」なり。〕

〔疏〕「象曰」より「利女貞」に至るまで。

○正義に曰はく、「闕觀す。女の貞しきに利あり」とは、既に是れ陰爻にして、又た處ること内に在りて、性又た柔弱なれば、唯だ闕竊〔ぬすみみる〕して觀るのみ。此の如きの事は、唯だ女の貞しき所に利あるのみにて、丈夫の爲すべき所の事に非ざるなり。

○注の「處在於内」より「誠可醜也」に至るまで。

○正義に曰はく、「猶ほ焉に應ずる有りて、全蒙を爲さず」とは、六二は柔弱内に在りと雖も、猶ほ九五の剛陽の之れと應を爲す有れば、則ち微に開發有りて、全ては是れ童蒙にして初六の如きを爲さざるなり、故に能く闕ひて外觀す。

此の童「觀」、闕「觀」は、皆な讀みて去聲と爲すなり。

象曰、「闕觀、女貞」、亦可醜也。

象に曰はく、「闕觀す。女の貞しき」も、亦た醜づべきなり。

六三、觀我生進退。

〔居下體之極、處二卦之際、近不比尊、遠不「童觀」、觀風者也。居此時也、可以「觀我生進退」也。〕

〔疏〕「象曰」至「進退」。

○正義曰、「觀我生進退」者、「我生」、我身所動出。三居下體之極、是有可進之時。又居上體之下、復是可退之地。遠則不爲童觀、近則未爲觀國、居在進退之處、可以自觀我之動出也。故時可則進、時不可則退、觀風相幾、未失其道、故曰「觀我生進退」也。道得名「生」者、道是開通生利萬物。故繫辭云「生生之謂易」、是道爲「生」也。

六三は、我が生を觀て進退す。

〔下體の極に居り、二卦の際に處り、近くは尊に比せず、遠きは「童觀」せず、風を觀る者なり。此の時に居るや、以て「我が生を觀て進退す」べきなり。〕

〔疏〕「象曰」より「進退」に至るまで。

○正義に曰はく、「我が生を觀て進退す」とは、「我が生」は、我が身の動出する所なり。三下體の極に居るは、是れ進むべきの時有り。又た上體の下に居るは、復た是れ退くべきの地なり。遠きは則ち「童觀」を爲さず、近きは則ち未だ「國を觀る」を爲さず、居は進退の處に在りて、以て自ら我の動出を觀るべきなり。故に時可なるときは則ち進み、時不可なるときは則ち退き、風を觀て幾を相れば、未だ其の道を失はず、故に「我が生を觀て進退す」と曰ふなり。

〔道〕に「生」と名づくるを得るは、道は是れ開通して、萬物を生利すればなり。故に〔繫辭〕に「生生するを之れ《易》と謂ふ」と

云ふは、是れ「道」を「生」と爲すなり。

象曰、「觀我生進退」、未失道也。

〔處進退之時、以觀進退之幾、「未失道」也。〕

〔正義曰〇處進退之時以觀進退之幾未失道也〕

〔阮校〕 閩・監・毛本〇作

「三」。監・毛本脱「以」字。案「處進」至「道也」十五字、岳本・

錢本・宋本・古本・足利本並作注文。十行本以下誤爲正義、因衍「正

義曰」三字非也。

象に曰はく、「我が生を觀て進退す」るは、未だ道を失はざるなり。

〔進退の時に處り、以て進退の幾を觀、「未だ道を失はざる」なり。〕

六四、觀國之光。利用賓於王。

〔居觀之時、最近至尊、「觀國之光」者也。居近得位、明習國儀者也、故曰「利用賓於王」也。〕

〔疏〕正義曰、最近至尊、是「觀國之光」。「利用賓於王」者、居在親近而得其位、明習國之禮儀、故宜利用賓於王庭也。

〔故宜利用賓於王庭也〕 〇阮刻本は「宜」字を「日」字に誤刻する。

六四は、國の光を觀る。用て王に賓たるに利あり。

〔觀の時に居り、最も至尊に近く、「國の光を觀る」者なり。居の近くして位を得るは、明らかに國儀を習ふ者なり、故に「用て

王に賓たるに利あり」と曰ふなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、最も至尊に近きは、是れ「國の光を觀る」なり。

〔用て王に賓たるに利あり〕とは、居の親近に在りて其の位を得るは、明らかに國の禮儀を習ふ、故に宜しく用て王庭に賓たるに利あるべきなり。

象曰、「觀國之光」、尚賓也。

〔疏〕正義曰、釋「觀國之光」義。以居近至尊之道、志意慕尚爲王賓也。

象に曰はく、「國の光を觀る」は、賓を尚ぶなり。

〔疏〕正義に曰はく、「國の光を觀る」の義を釋す。居至尊の道に近きを以て、志意は王賓と爲るを慕尚するなり。

九五、觀我生。君子无咎。

〔居於尊位、爲觀之主、宣弘大化、光于四表、觀之極者也。上之化下、猶風之靡草、故觀民之俗、以察己道、百姓有罪、在予一人。君子風著、己乃「无咎」。上爲化主、將欲自觀、乃觀民也。〕

〔疏〕正義曰、九五居尊、爲觀之主、四海之内、由我而化。我教化善、則天下有君子之風。教化不善、則天下著小人之俗。故觀民以察我道、有君子之風著、則无咎也。故曰「觀我生、君子无咎」也。

〔以察己之〕 〔阮校〕 閩・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「之」作「道」。

○按正義本作「道」。◎足利八行本も「道」字に作る。これが正しい。
「在于一人」**阮校** 闕本同。岳本・足利本「于」作「予」。宋本・古本作

「余」。監・毛本作「於」。按「予」是。◎足利八行本は「余」字に作る
が、「予」字が正しい。

「上爲化主」◎阮刻本は「化」字を「觀」字に誤刻する

「由我而化我教化善」◎阮刻本は「由我而觀而教化善」に誤刻する。

「故則民以察我道」**阮校** 闕・監・毛本「則」作「觀」是也。◎單疏本・

廣大本・足利八行本も「觀」字に作る。これが正しい。

九五が、我が生を觀る。君子には咎無し。

〔尊位に居り、〈觀〉の主と爲り、宣弘大化、四表に光るは、〈觀〉
の極まる者なり。上の下を化すること、猶ほ風の草を靡なびかす
がごとし、故に民の俗を觀、以て己が道を察し、百姓に罪有ら
ば、予一人に在り。君子の風著あはるれば、己れは乃ち「咎无
し」。上化の主と爲り、將まさに自ら觀んと欲せば、乃ち民を觀る
なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、九五尊に居り、〈觀〉の主と爲り、四海の内、
我に由りて化す。我が教化善なれば、則ち天下に君子の風有り。教
化不善なれば、則ち天下 小人の俗を著はす。故に民を觀て以て我
が道を察し、君子の風の著はること有らば、則ち咎无きなり。故
に「我が生を觀る。君子には咎無し」と曰ふなり。

象曰、「觀我生」、觀民也。

〔疏〕正義曰、謂觀民以觀我、故觀我即觀民也。

象に曰はく、「我が生を觀る」とは、民を觀るなり。

〔疏〕正義に曰はく、民を觀て以て我を觀るを謂ふ、故に「我を觀る」
は即ち「民を觀る」ことなり。

上九、觀其生。君子无咎。

〔「觀我生」、自觀其道者也。〕
最處上極、高尚其志、爲天下所觀者也。處天下所觀之地、可不
慎乎。故君子德見、乃得「无咎」。「生」、猶動出也。〕

〔疏〕「上九」至「无咎」。

○正義曰、「觀其生」者、最處上極、高尚其志、生亦道也。爲天下觀
其己之道、故云「觀其生」也。「君子无咎」者、既居天下可觀之地、
可不慎乎。故君子謹慎、乃得「无咎」也。

○注「觀我生」至「動出也」。

○正義曰、「生猶動出」者、或動、或出、是生長之義。故云「生猶動
出」。六三・九五皆云「觀我生」、上九云「觀其生」、此等云「生」
皆爲「動出」、故於卦末注總明之也。

〔自觀其道也〕

阮校 闕・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「也」上

有「者」字。孫志祖云、困學紀聞引「道」下亦有「者」字。◎足利八
行本にも「者」字が有る。これが正しい。

〔故於卦主主〕

阮校 「補」毛本「主主」作「未註」。◎單疏本・廣大本・

足利八行本も「未註」に作る。これが正しい。

上九は、其の生を觀る。君子には咎無し。

「我が生を觀る」は、自ら其の道を觀る者なり。「其の生を觀る」は、民の觀る所と爲る者なり。位に在らず、最も上極に處り、其の志を高尚にし、天下の觀る所と爲る者なり。天下の觀る所の地に處れば、慎まざるべけんや。故に君子の徳見はれて、乃て「无咎き」を得。「生」は猶ほ動出のごときなり。」

〔疏〕「上九」より「无咎」に至るまで。

○正義に曰はく、「其の生を觀る」とは、最も上極に處り、其の志を高尚にし、「生」も亦た「道」なり。天下其の己が道を觀るが爲めに、故に「其の生を觀る」と云ふなり。「君子には咎無し」とは、既に天下の觀るべき地に居れば、慎まざるべけんや。故に君子謹慎して、乃て「无咎き」を得るなり。

○注の「觀我生」より「動出也」に至るまで。

○正義に曰はく、「生は猶ほ動出のごとし」とは、或いは動き、或いは出づるは、是れ生長の義なり、故に「生は猶ほ動出のごとし」と云ふ。六三・九五には皆な「觀我生」と云ひ、上九には「觀其生」と云ひ、此等には「生」と云ふは、皆な「動出」爲り、故に卦末の注に於いて總じて之れを明らかにするなり。

象曰、「觀其生」、志未平也。

〔特處異地、爲衆所觀、不爲平易、和光流通、「志未平」也。〕

〔疏〕正義曰、釋「觀其生」之義。以特處異地、爲衆所觀、不爲平易、

和光流通、志未與世俗均平。世无危懼之憂、我有符同之慮、故曰「志未平」也。

〔將處異地爲衆觀〕 〔阮校〕 閩・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「將」作「特」、「觀」上有「所」字。◎足利八行本も「特處異地爲衆所觀」に作る。これが正しい。

象に曰はく、「其の生を觀る」は、志未だ平らかならざるなり。

〔特處異地に處り、衆の觀る所と爲り、平易を爲さず、光を和げ流通し、「志未だ平らかならざる」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「其の生を觀る」の義を釋す。特處異地に處り、衆の觀る所と爲るを以て、平易を爲さず、光を和げ流通し、志未だ世俗と均平にせず。世に危懼の憂無く、我に符同の慮有り、故に「志未だ平らかならず」と曰ふなり。